

○東京藝術大学埋蔵文化財発掘調査団要項

〔平成21年7月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成23年3月29日 平成25年10月24日
平成27年5月14日 令和4年9月6日
令和5年10月26日

(設置)

第1条 本学に存在が予想される遺跡に対し調査を実施し、その記録を作成することを目的として、東京藝術大学埋蔵文化財発掘調査団（以下「調査団」という。）を置く。

(業務)

第2条 調査団は、本学の施設整備に伴う埋蔵文化財の発掘調査（以下「発掘調査」という。）に関する次の業務を行う。

- (1) 発掘調査の実施に関すること。
- (2) 出土した埋蔵文化財の整理に関すること。
- (3) 報告書の作成に関すること。
- (4) 出土した埋蔵文化財の管理、活用等に関すること。
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 調査団は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 団長
- (2) 調査主任
- (3) 主任調査員
- (4) 顧問
- (5) 参与

第4条 団長は、本学の教授又は准教授で埋蔵文化財の発掘調査に関する知識を有する者の中から、学長が委嘱する。

2 団長は、調査団の業務を統括し、調査団を代表する。

第5条 調査主任及び主任調査員は、埋蔵文化財の発掘調査に関する知識及び技能を有する者の中から、学長が委嘱する。

2 調査主任は、発掘調査等について指導監督を行う。

3 主任調査員は、発掘調査等を担当する。

第6条 顧問は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) キャンパスランドデザイン推進室長
- (2) 美術学部建築科の教授又は准教授 1人
- (3) 企画総務課長
- (4) 財務会計課長
- (5) 施設課長
- (6) その他学長が必要と認める者

2 顧問は、キャンパスプラン及び行政事務上の指導助言を行う。

3 第1項第2号及び第6号の者は、学長が委嘱する。

第7条 参与は、埋蔵文化財に関する学識経験者の中から、学長が委嘱する。

2 参与は、発掘調査等について学術上の指導助言を行う。

(任期)

第8条 第3条第1号から第3号及び第5号並びに第6条第1項第2号及び第6号に掲げる者の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第9条 調査団に関する事務は、関係部局の協力を得て施設課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるほか、調査団の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年9月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。